

小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

小豆島町長 大江 正彦

小豆島町告示第105号

### 小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和7年産オリーブの豊作によるオイル用オリーブ果実の急激な価格下落に伴う収入の減少のあった農業者の生産意欲の減退を防ぐため、下落した価格の一部を補填し、営農意欲の維持を図るため、令和7年度の一年度に限り、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法人 法人格を有する法人をいう。

(2) 採油事業者 オリーブオイル製造のために採油機を保有し、オリーブオイルの採油を行う事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 町内に主たる事業所等を有する法人又は町内に住所を有する者

(2) 令和7年11月7日以降に香川県農業協同組合を介さず、直接小豆郡内の採油事業者にオイル用のオリーブ果実（香川県農業協同組合から購入したものを除く。）を販売した者

(3) 町税の滞納（徴収猶予を受けている場合を除く。）がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者は、補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和7年産オリーブ果実のうちオイル製造を目的とした品種ごとの令和7年11月6日以前に販売した1kg当たりの税別単価から令和7年11月7日以降に販売した1kg当たりの税別単価を減じた1kg当たりの下落単価に採油事業者へ販売した数量を乗じた金額以内とする。

2 前項に規定する販売数量に1kg未満の端数がある場合は、1kg未満は切り捨てとし、下落単価の金額が100円を超える場合は、100円とする。

3 補助金の対象となる小豆郡内の採油事業者へのオリーブ果実の販売の期間は、令和7年11月7日から令和7年12月31日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和8年3月27日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象オリーブ果実販売一覧表(様式第2号)
- (2) オリーブ果実販売(買取)証明書(様式第3号)
- (3) 納税情報の照会に関する同意書(様式第4号)
- (4) 振込先口座の通帳の写し(法人の場合は法人名義、個人の場合は個人名義のもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

2 前項の通知後、町長は申請者に対し補助金を交付する。

(不交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の審査において不相当と認めた場合は、不交付を決定し、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が錯誤又は虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められる場合は、申請者に対し、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金返還命令書(様式第7号)の交付により、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第9条 町長は、申請者に対し、補助金の申請内容に係る書類等の調査を行うことができる。

2 申請者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者については、なおその効力を有する。

小豆島町長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付申請書

小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付書類（該当する□にチェックをつける）

- 交付対象のオリーブ果実出荷一覧表（様式第2号）
- オリーブ果実出荷（買取）証明書（様式第3号）
- 納税情報の照会に関する同意書（様式第4号）
- 振込先口座の通帳の写し
- その他町長が必要と認める書類

小豆島町長 様

氏 名

交付対象オリーブ果実販売一覧表

	品 種	販売先 ※1	(A) 販売数量 (kg)	(B) 1 kg 当 たりの税別 下落単価 (円) ※2	(A) × (B) 補助金額 (円)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合 計						

※1:補助金の対象は、小豆郡内の採油事業者への販売とする。

※2:令和 7 年 11 月 6 日以前の 1 kg 当たりの販売単価を令和 7 年 11 月 7 日以降の 1 kg 当たりの販売単価で減じた額とし、その金額が 100 円を超える場合は 100 円とする。

年 月 日

オリーブ果実販売（買取）証明書

販売者 住 所  
氏 名

	品 種	(A) 11/6 以前 税別単価 /kg (円)	(B) 11/7 以降 税別単価 /kg (円)	(C) 買取 数量 (kg)	(B)×(C) 税別 買取価格 (円)	(A)-(B) 差額 (円)	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※令和7年11月7日以降の販売（買取）価格が下がったもののみを記入する

※品種ごと、出荷（買取）単価ごとに記入する

※令和7年11月7日～12月31日までの期間の販売（買取）分を記入する

上記の価格、数量でオリーブ果実の買い取りしたことを証明します。

年 月 日

買取者 住 所  
名称・商号  
代表者氏名

㊞

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

小豆島町長 様

住 所  
氏 名

納税情報の照会に関する同意書

小豆島町オリーブ価格下落対策補助金の交付申請にあたり、小豆島町オリーブ価格下落対策補助金交付要綱第3条第1項第3号に該当することを確認するため、小豆島町税務課あて、当方の納税情報を照会することに同意する。

年 月 日

税務課長 殿

小豆島町長（公印略）

上記同意書を提出した者について、本日現在における町税の滞納の有無を照会します。

税務課使用欄

区分	滞納なし	徴収猶予	滞納有り
確認印			

様

小豆島町長

小豆島町オリーブ価格下落補助金交付決定通知書

小豆島町オリーブ価格下落補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり、小豆島町オリーブ価格下落補助金の交付を決定したので通知します。

記

1. 補助決定者及び交付決定額

氏 名	
住 所	
交 付 決 定 額	円

2. 補助金の振込先

金融機関・支店	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

3. 振込予定日： 年 月 日

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町オリーブ価格下落補助金不交付決定通知書

小豆島町オリーブ価格下落補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定による審査の結果、同要綱第 7 条の規定により不交付と決定したので通知します。

記

不交付と決定した理由

--

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町オリーブ価格下落補助金返還命令書

小豆島町オリーブ価格下落補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり、オリーブ価格下落対策補助金の返還を命じます。

記

1. 返還すべき額 円

2. 返 還 期 限 年 月 日

3. 返 還 方 法